委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月18日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会	
2. 都道府県名	東京都	
3. 市区町村名	武蔵村山市	
4. 届出番号	2	
5. 独自利用事務の事例番号	113-3-1(2)	
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.musashimurayama.lg.jp/shisei/torikumi/mynumber/index.html	

執行機関名 武蔵村山市教育委員会

知事等(教育委員会)が行う就学援助に関する事務(小学校・中学校向け、ただ し医療費は除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		武蔵村山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例別表第1 第11の項 就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第1条	武蔵村山市就学援助費支給事務処理要領第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一米 この伝達は、 <u>同語子で守め生体寺</u> がその技来科に定くるに同語学学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校 第124年 第27年 第28年 第28年 第28年 第28年 第28年 第28年 第28年 第28	第1条 この要領は、 <u>就学困難な児童及び生徒</u> に係る就学奨励についての国の援助に関する法律(昭和31年法律第40号)、学校教育法(昭和22年法律第26号)、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)及び学校給食法(昭和29年法律第160号)の規定に基づき、就学援助費を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		武蔵村山市就学援助費支給事務処理要領